

広報 ひこね



HIKONE



伊吹山を背にした彦根城天守

2004

3/15

みんなで考えよう **市町合併** 第36回 2

4月1日から下水道料金を改定します 4

マイク&カメラ 市民インタビュー室 6

はーとふるメッセージ2003
特選作品紹介 第3回 7

多数の応募ありがとうございました
クロスワードクイズ 13

こちら健康情報局 No.26 14

市町合併住民意向調査の結果をうけて

彦根市長 中島 一

市町合併住民意向調査の結果は、これまで1市3町で進めてきました市町合併が「望ましくない」と市民の皆さんが判断され、誠に残念な状況となりました。

私は、これまで住民説明会などで説明してまいりましたとおり、市町合併は必要と考えておりますが、住民意向調査における市民の皆さんのご回答を尊重することが、最も重要であると考えております。

このことから、今日まで進めてまいりました市町合併を、このまま進めることは、現在のところ難しいと思っております。

つきましては、平成16年度予算（案）に計上させていた、さまざまな合併関係予算につきましまして、削減することとし、平成15年度3月補正予算につきましても、そうしたことを含んだ補正予算（案）としたところであります。

しかし、私がいつも申し上げておりますように、本格的な地

方分権社会を迎え、三位一体の

改革など地方の置かれている現状、さらに本市の将来を考えると、住民サービスを維持していくためには市町合併は必要であり、市民の皆さんにご理解いただけるよう努めていかなければならないと思っておりますことから、今後、予算化をすることもあるかと思えます。

先の住民説明会でも説明させていただきましたが、本市の財政状況は非常に厳しく、平成16年度は歳入が不足しますので基金（貯金）を約12億円取り崩します。また、歳出では、土木費を前年度比約13億円マイナスとするなど事業の見直しを行いました。今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。市町合併はもちろん、各施策において、三位一体の改革と併せ、厳しい対応を余儀なくされますが、これまで以上に市民の皆さんとともに取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

集計結果をお知らせします

市町合併住民意向調査

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会において、去る2月5日から15日まで実施された、「市町合併住民意向調査」の集計結果が次のとおりとなりました。

合併協議会が実施した意向調査の内容は、合併の是非を含めて、全部で5つの項目でした。

この調査は、1市3町の18歳以上の住民を対象として実施され、全体では51,018人、そのうち彦根市では40,683人から回答をいただきました。アンケートの結果については、「1市3町が合併することについて」という問いに対し、「どちらかといえば望ましくない」「望ましくない」と答えた人の割合が、全体で49・9％にのぼるなど、厳しい結果となりました。

合併に関する問い合わせ先 市町合併推進室 ☎1411番内線414番 FAX ☎1398番

市町合併住民意向調査 回答者数			
	調査対象者 (人)	回答者 (人)	回答率 (%)
彦根市	86,575	40,683	47.0
豊郷町	6,035	2,369	39.3
甲良町	6,867	3,307	48.2
多賀町	7,004	3,869	55.2
不 明	—	790	—
合 計	106,481	51,018	47.9

	全 体		彦根市		豊郷町	甲良町	多賀町	市町不明
望ましい	7,007	13.7%	4,787	11.8%	813	802	519	86
どちらかといえば望ましい	7,930	15.5%	5,736	14.1%	607	824	661	102
どちらともいえない	10,141	19.9%	7,714	19.0%	527	814	946	140
どちらかといえば望ましくない	5,901	11.6%	4,748	11.7%	132	331	610	80
望ましくない	19,521	38.3%	17,416	42.8%	265	495	1,098	247
未記入	399	0.8%	192	0.5%	24	29	29	125
無効	119	0.2%	90	0.2%	1	12	6	10
合計	51,018	100.0%	40,683	100.0%	2,369	3,307	3,869	790

問 5

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町が合併することについて
（1つだけに○をつける）

問 1

合併協議会で協議・確認された合併の基本的事項について
（1つだけに○をつける）

(人)	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町
評価する	6,093	723	699	648
どちらかといえば評価する	8,141	714	1,045	960
どちらともいえない	9,014	577	916	1,098
どちらかといえば評価できない	3,963	148	250	436
評価できない	13,067	196	371	692
未記入	331	10	20	32
無効	74	1	6	3

問 2

合併協議会で協議・確認された住民サービスの内容について
（1つだけに○をつける）

(人)	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町
評価する	5,063	582	597	536
どちらかといえば評価する	8,226	765	966	966
どちらともいえない	9,965	617	902	1,161
どちらかといえば評価できない	4,303	206	393	444
評価できない	12,638	183	420	721
未記入	408	15	22	36
無効	80	1	7	5

問 3

合併協議会で協議・確認された住民負担の内容について
（1つだけに○をつける）

(人)	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町
評価する	4,103	468	519	396
どちらかといえば評価する	6,553	595	775	713
どちらともいえない	10,994	744	1,098	1,263
どちらかといえば評価できない	5,007	265	408	616
評価できない	13,372	270	463	822
未記入	569	26	38	55
無効	85	1	6	4

問 4

合併協議会で協議・確認された「新市まちづくり計画」について
（1つだけに○をつける）

(人)	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町
評価する	5,398	643	678	565
どちらかといえば評価する	7,719	710	973	917
どちらともいえない	9,845	653	992	1,233
どちらかといえば評価できない	3,866	145	258	409
評価できない	13,282	193	364	676
未記入	492	24	34	64
無効	81	1	8	5

多くの質問・ご意見をいただきました

市町合併住民説明会

彦根市では、2月3日から8日までの6日間にわたり、「市町合併住民説明会」を市内8会場で開催しました。説明会では、住民負担や住民サービスにかかる内容、新市まちづくり計画のほか、合併しないとうなるかなどについて説明を行い、延べ405人の参加がありました。ここでは説明会においていただいた意見やご質問の中から、その一部を紹介します。

問 住民意向調査の問5で、1市3町の合併について「望ましくない」が過半数を超えた場合は？

答 住民投票と違い、「望ましくない」が過半数を超えたから原点に戻るということではなく、問1から問5まで1つずつ評価して総合的に判断する。合併協議会で合併の是非を決めることになるが、議会とも協議する。

問 これからは地方の競争の時代に入り、30万都市くらいにしないと競争に負ける。合併するならもっと大きな規模でと考えるがどうか？

答 合併特例債が認められている間に1市3町でスタートし、次の段階で愛知川町、秦荘町、米原町等を含めた合併を考えたい。今回は第一段階であり、将来的にはもっと大きなまちを目指す。

問 合併しないとうなるのか？

答 第27次地方制度調査会の答申によると、3町などの人口1万人未満の町村は、平成17年3月までに合併しないと県から合併の勧告、斡旋を受けるということであるが、3町を彦根市が救うと理解されては困る。通勤・通学や生活圏・文化圏をともにしているこの地域が一つとなり発展していく必要がある。合併しなかったら彦根市にも大きな影響が出てきて、彦根の活性化が図れない。

問 1市3町の議員は約6か月間、議員として68人が在任するとある。在任特例適用に対する市長の考えは？

答 合併特例法では最長2年間認められているが、市長等が失職し、特別職がない状況をなくすため、議員の在任期間を6か月とした。合併がスムーズにいったこそ、市民の皆様が安心していただけるのであり、その実効性を併せ考えた。

問 合併したからこそ行えるもの、充実できるものは？

答 合併特例債は、10年間で265億円と試算しており、そのうち207億円が交付税として国から交付される。合併特例債によって、小学校の耐震補強や広域の市道整備、図書館、武道館の整備などを実施したい。

4月1日から 下水道使用料を改定します

彦根市では、清潔で、快適な生活を実現するために欠かせない施設として、下水道の整備を推進し、多くの市民の皆さんに利用していただいています。

今回、下水道使用料の見直しを検討した結果、使用料の改定をすることになりました。改定の内容とその理由、下水道が果たしている役割などについてお知らせします。

下水道使用料の使い道は、大きく「維持管理費」と「資本費」に分けられます。「維持管理費」とは、下水管、ポンプ場、処理場などの下水道施設の補修や清掃などにかかるお金です。また「資本費」とは、下水道施設を整備したときの起債（借金）の返済に充てるお金です。これらの費用を賄うのが、下水道使用料です。しかし、すべてを使用料で賄っているわけではありません。

彦根市では、昭和57年度に下水道整備事業を始めました。建設初期は使用者が少ないので、高額の使用料を求めると、水洗化への意欲を妨げ、下水道普及が進まなくなるという心配がありました。そのため、本来、使用者が負担すべき費用の一部を市の一般会計で負担することにし、使用料を低く抑えることにしました。その後、現在まで物価の上昇などの要因がありましたが、下水道の普及促進

を図るために、使用料を据え置き、使用者負担をできるだけ少なくするように努めてきました。

主な使用料改定内容

●資本費回収率 20% → 30%

資本費回収率は、施設整備に要した費用のうち、使用料で賄う率をいいます。

●排水量別単価（1か月分、）

			現行	改訂後
一般排水	基本料金	10m ³ まで	1,160円	1,280円
	超過料金	10m ³ を超え30m ³ まで	128円	140円
		30m ³ を超え50m ³ まで	138円	150円
		50m ³ を超え100m ³ まで	148円	160円
		100m ³ を超える分	158円	170円
特定排水		750m ³ を超える分	205円	227円

※この表は1か月分の排水量別単価です。実際は、2か月分をまとめて徴収します。

家計への影響は…

2か月で、50m³（3～4人家族の平均的な使用量）使用したときの上下水道料金

	現 行	改正後
上水道料金※	6,190円	6,195円
下水道使用料	6,460円	7,098円
合 計	12,650円	13,293円
※メータ口径13mmの場合		

下水道使用料平均改定率 … **9.8%**

消費税の端数処理について

水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の消費税の端数処理が、4月から、1円未満切り捨てに変わります。

その結果、昨年3月末には、彦根市下水道の起債残高は467億円、平成14年度中の起債償還額（借金の返済額）は25億8千万円に対し、使用料収入は7億3千6百万円、一般会計の負担は20億3千7百万円になっていました。今後は、滋賀県東北部浄化センター（松原町）の排水処理費用など、下水道の機能を維持するための費用が増大していくことが見込まれます。起債の償還や、維持費などを一般会計

問い合わせ先 下水道部管理課 ☎1411番内線560番、FAX ②5433番

の負担を増やすことで賄うと、本来一般会計ですべき市民サービスに影響が出ます。また、下水道が整備されていない地域に住む市民の皆さんにも負担してもらうことになるので、不公平感が深まるという問題も生じてきます。昨年、下水道普及率の向上に併せ、起債残高と一般会計からの繰入額の現状を踏まえて、使用料について見直しをしました。その結果、やむを得ず下水道使用料の改定を行うことになりました。非常に厳しい社会情勢のなかで、公共下水道を使用する皆さんに負担をお願いすることになりますが、健全な下水道経営を図るため、今回の改定の必要性についてご理解いただきますようお願いいたします。

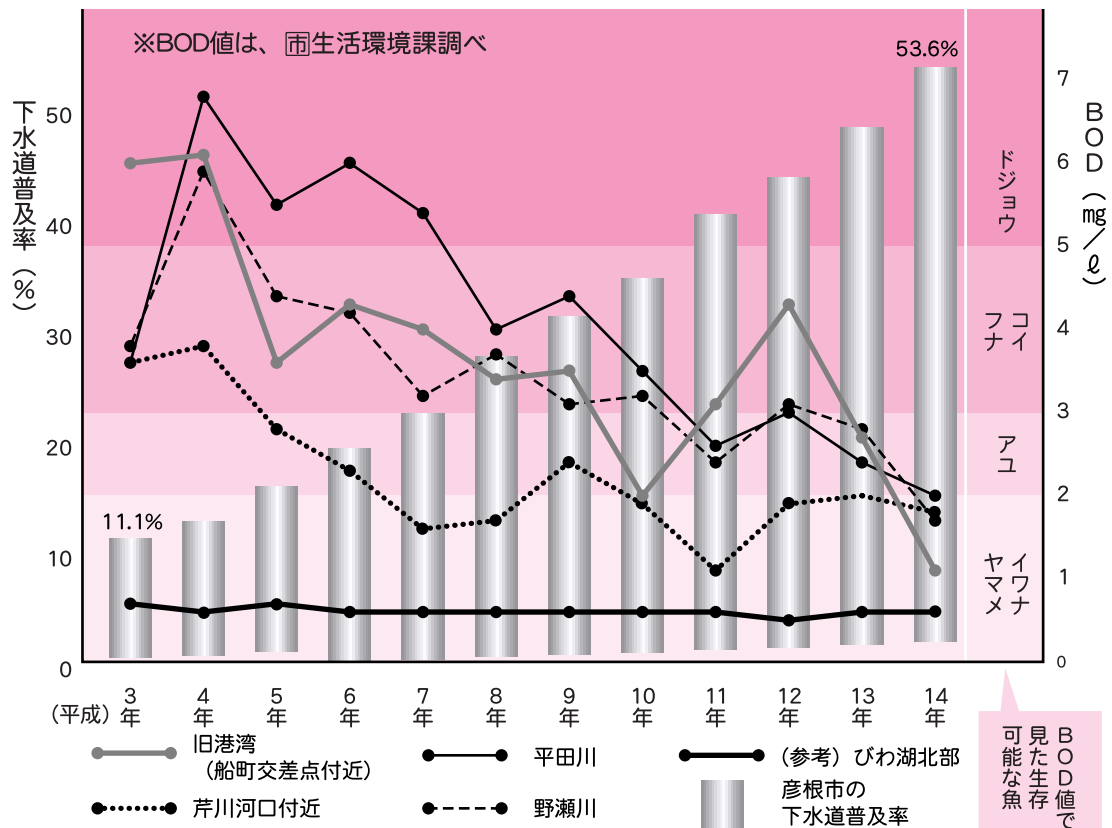
知ってください 下水道のはたらき

市内の川の水質が改善されました

下水道は、私たちの暮らしを健康で住みやすく、快適にする施設です。また、海や湖、河川などの水質の保全にも不可欠です。

滋賀県では、昭和30年代後半から、高度経済成長に伴って、びわ湖や河川などの水質が悪化するようになりました。そのため、県が中心になって流域下水道の整備をすることになり、彦根市でも平成3年に公共下水道の供用を開始しました。彦根市内を流れる河川のBOD（※）は、平成3年以降、下水道の普及が進むに従って減少しています。これは、公共下水道が水質の改善に役立っていると言えるでしょう。

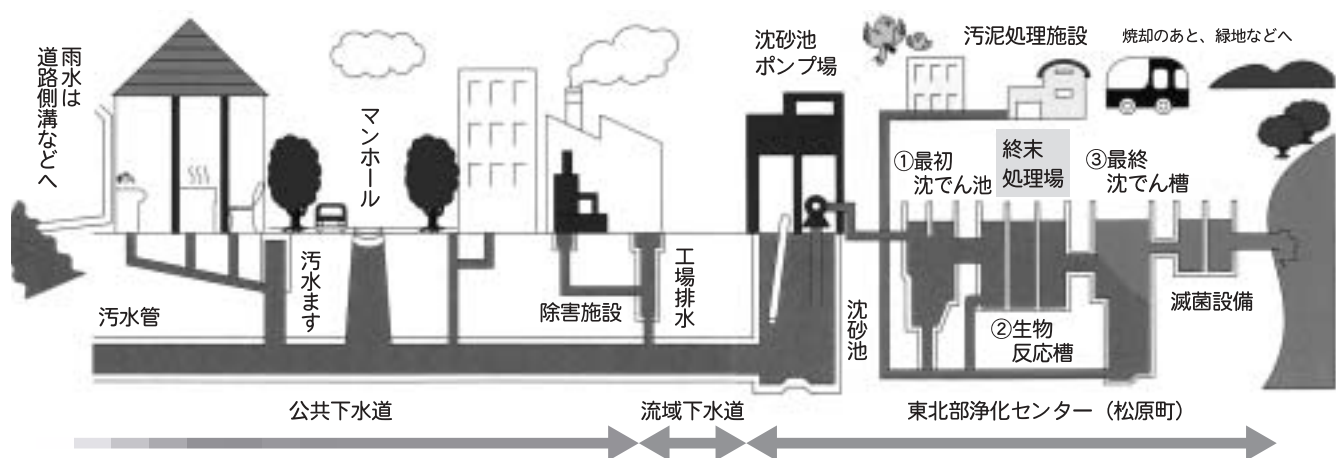
※BOD（生物化学的酸素要求量） 水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量。河川の水の汚れの指標に使われ、少ないほど水がきれいと言われます。



こうなっています 下水処理のしくみ

道路などに埋められている下水道の管は、家庭の水洗便所や台所、風呂などの排水と、工場の事業所から出る排水を浄化センターへと運んでいきます。浄化センターでは、微生物が下水中の汚れを分解し、処理されたうわ

水と、下水の分解中に増殖した微生物の沈でん物に分離します。処理されたうわ水は、適正な水質が保たれているか検査された後に放流され、沈でん物は濃縮・脱水の後、適正に処分されます。





今回のこの欄に登場するのは、あなたかも？
身近なニュース、まちの話題などをお知らせください
面情報政策課広報係 ☎22-1411 (内線431)



▲ジョコさん（中央）と、友人のマストウロさん（左）、アディさん

▲慎重に切り抜いていきます

「初めて切り絵に挑戦しました」

ジョコ スダルマンさん

「ボランティア日本語教室スマイル」が開催した切り絵教室に友達と参加しました。「スマイル」は、日本人のボランティアが、彦根とその周辺で暮らす外国人に日本語を教える団体です。

ふだんは日本語をみんなで勉強しているのですが、2月22日には日本人と外国人が楽しく交流しようとして、西地区公民館（本町二丁目）で切り絵に挑戦しました。韓国、中国、ベトナムなどから来ている外国人約20人と、日本人約20人が参加しました。

絵柄は、初心者でも簡単にできる、チューリップが用意されていました。絵柄が描かれた紙をミューズ・コットンという厚手の黒い紙の上に置き、カッ

ターナイフで絵に沿っていっしょに切り抜いていきます。花びらや葉っぱまですべて切り抜き終わったら、後ろからきれいな色の色紙をあわせて貼ります。そうしてできた絵を台紙に貼ると完成です。シンプルで鮮やかな、チューリップの切り絵ができ、とても楽しい時間を過ごすことができました。

わたしはインドネシアから研修生として来日し、今はシートベルト工場で働いています。日本語をしゃべれたら、もっと楽しく仕事や生活ができるだろうと、「スマイル」に通っています。来年の10月に帰国しますが、それまでたくさんの人と交流できたら、と思います。

「太陽光でクリーン発電 ―市民共同発電所の取り組み―」

石崎洋一さん（中敷町）

月1日から発電を始めました。

県の補助や、市民の出資によって設立されたこの「たんぼ発電所」は、施設の屋根の上に設置された、1枚が約1・2㎡の大きさの発電パネルから成っています。これにより、年間約5、000kWh（キロワット・アワー）を発電し、施設で使われる電気の一部を賄うことができます。

太陽光発電は、昼間しか発電できないことや、発電量が天候に左右されるといった難点があるものの、クリーンで無尽蔵の太陽エネルギーを、無料で使えるという大きなメリットがあります。

私たち燐電会は、さらに市民発電所を増やし、クリーンなまちづくりに貢献したいと思っています。

※ローマクラブ 環境問題などの地球的規模の課題が招く、人類の危機を回避する方法を研究する民間組織。1968年に設立され、世界中から科学者や経済学者が参加している。

▼たんぼ作業所の玄関部分の屋根にとりつけられた発電パネル



▲石崎さん



はーとるメッセージ2003



特選作品紹介 第3回

作文・小学生の部



にしむら ありさ 西村愛璃沙さん（亀山小学校4年）

本当の思いやりを 考えて

わたしは、道德の時間に「席があいているのに」という話を勉強しました。電車の中で目の不自由な人が席があいているのにすわらないという話でした。男の子が、自分ではいえないから、となりにいたお父さんにたのむと、お父さんがすっと動いて話をします。でも、おじさんは、にこにこした顔をしていましたが、すわりません。おじさんには、「自分の力で電車から

おりたい」という気持ちがあったようです。

私は絵をかいたり、プリントを整理するのが、はやい方ではありません。そのとき、「手伝ってあげる」と声をかけてもらうのはうれしいですが、自分の力でやりたいと思うこともあります。そのおじさんも、そうだったのです。でも、そのおじさんは、声をかけてもらって、とてもうれしかったようです。わたしもそんなことがあったことを思い出しました。

わたしとわたしの友達2人で公園で遊んでいたときのことです。わたしは、すべり台にのぼ



ってあたりを見て楽しんでいました。すべり台からすべるといきおいをつけすぎて、ころんでしまいました。1人の友達が、いそいですべり台からおり、わたしに、「だいじょうぶ」と声をかけてくれました。もう1人も走って、「だいじょうぶ」と2人に声をかけてもらいました。まわりでサッカーをしていた人は、わたしをじろじろ見ていました。わたしは、なんだか、はばかりしくなっていました。

そして、よごれたズボンをあらうときに、水をだして出てくれている友達が、

「長ズボンでよかったね。スカートだったらけがをしていたかもしれないからね」と、わたしの足を気にしてくれていたのです。

友達の家へもどるときも、はげまそうとして、おもしろいことをいってわたしを、楽しませてくれました。

「みんなは、楽しんでいるから、いつまでも気にしていただめだ。」と思いみんなといっしょに遊びました。

あの「だいじょうぶ。」の一言は、よくある言葉だけど、その言葉は友達とずっと仲よくされる道を一歩進めてくれた大切な言葉でした。障害がある人は、人の力をかりないといけないこともあるけど、できることは、自分でしたいという気持ちをもっていることが、わかりました。人にたよってばかりじゃなくて、自分でなんとかすることも大事だと思います。お父さんは、さいごに「目の不自由な方だけど、だからこそできるだけ自分の力で何でもしたい」と思っているんだらうね。そういう気持ち

を大切にしていけることが、本当の思いやりだと思わないかい。」と思いました。思いやりというのは、何かをしてあげることだけじゃなくて、まずは、その人の気持ちをわかってあげることからはじまると思います。私も本当の思いやりをこれから考えていこうと思います。

選評

友達といっしょにいるあなたのうれしい顔が見えます。あなたたちのやさしい交わりにほっとします。人と人を結びつけたり、人の心をほぐしたりする、温かい言葉や心をはみんな持っている、それを出し合える交わりをしていきたいという思いを強くします。「本当の思いやり」や1人ひとりの力を生かすことの大切さを考えていきたいです。

標語・一般の部

J A東びわこ 人権啓発課

親切を

バトンでつないで

世界リレー

介護保険料

特別徴収(年金からの引き取り)者の

仮徴収のお知らせ

市保険年金課

特別徴収とは？

介護保険第1号被保険者(65歳以上の人のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金を受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き取りしています。(一部、例外もあります)この年金からの引き取りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

この特別徴収の対象となる皆さんの平成16年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させていただきます

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯員全員の前年の所得状況により決まります。4月以降に徴収する介護保険料(平成16年度の保険料)は、平成15年の所得状況が確定する6月以降でないと決めることができません。そこで、4月・6月・

8月に支給される年金から引き去る保険料額は、仮の保険料額として、原則、今年2月に引き取りをした保険料額と同じ額とさせていただきます。これを仮徴収といいます。

保険料額が確定したら

その後、確定した平成15年の所得状況をもとに決定した平成16年度の介護保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に分けて徴収させていただきます。

平成16年度介護保険料額の決定通知は、6月中旬に送付します。

介護保険料額を決めるしくみは毎年同じですので、平成16年度以降も、4月・8月については仮徴収させていただくことになります。

なお、平成15年度から平成17年度の所得段階別介護保険料額は、下の表のとおりとなっています。

所得段階			保険料率	年間保険料額
第1段階	住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者、生活保護の被保護者		基準額×0.5	18,888円
第2段階	被保険者の世帯全員が住民税非課税		基準額×0.75	28,332円
第3段階	被保険者本人が住民税非課税		基準額	37,776円
第4段階	被保険者本人が住民税課税	被保険者本人の年間合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	47,220円
第5段階		被保険者本人の年間合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	56,664円

※年の途中で第1号被保険者の資格を得たり、失ったりしたときは、右の額を月割り計算します。

保険料に関する問い合わせ先
市保険年金課 ☎ 1411番
内線142番 FAX 21398番

ご協力ください 農家調査(4・1調査)

市農業委員会事務局

今年も、4月1日現在における農地の利用状況と生産調整計画などについて調査を実施します。

この調査は、農地法の許可申請などの審査や、農業行政関係の1年間の基礎資料として活用させていただくために実施するものです。農地を所有または耕作している人は、4月5日(月)までに必ず提出してください。

問い合わせ先 市農業委員会事務局 ☎ 1411番内線340番 ▼市農政課 ☎ 同内線318番 FAX 249676番

ご利用ください 就学援助制度

市教育委員会学校教育課

この制度は、市内に在住の小・中学生のおられる家庭で、「所得」が一定の基準までの保護者に、児童・生徒の就学に必要な給食費、学用品費などの一部を支給し、安心して就学していただくとするものです。

(1)市民税が非課税または減免を受けている人

ます。

「国民年金保険料納付案内書」には、口座振替納付を希望する場合の口座振替納付申出書、保険料を前払いする場合の前納納付書、毎月支払っている場合の各月分の納付書が綴られています。

保険料を前納すると、毎月納付する場合よりも割引があり、大変お得です。

なお、毎月納付する場合は、4月に送付される納付書を大切に保管し、納期限までに納付されるようお願いいたします。

※納付していただいた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。領収書は大切に保管してください。

問い合わせ先 滋賀社会保険事務局 市彦根事務所 ☎ 231114番 FAX 239038番

ご協力ありがとうございました

日本赤十字社 社資募集の結果



人道・博愛・奉仕の精神にのっとり、「世界の平和と人類の福祉増進」のため、平成15年5月から実施した日本赤十字社の社資募集には、皆さんの温かいご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

平成15年度の実績額
(平成16年2月20日現在)
◆法人 2,845,000円
◆個人・自治会 6,216,250円
◆奉仕団 520,000円
合計 9,581,250円

ご協力いただきました社資は、すべて日本赤十字社滋賀県支部に送金いたしました。その社資は、日本赤十字社の災害救助活動や地域の医療推進、国際救助活動などの事業に活用されます。問い合わせ先 日本赤十字社彦根市地区事務局(市出納室内) ☎ 22-1411(内線147)

歴史の証人たち

彦根市指定文化財紹介シリーズ 9

紙本金地著色秋草図屏風(六曲屏風)

(江戸時代)

宗安寺(本町二丁目) 所蔵



この屏風は、彦根藩初代藩主井伊直政の正室・東梅院の遺品であったと考えられるものです。菊を中心に秋の草花を描きめぐらし、屏風の右隻(右側の部分)に網代垣、左隻(左側の部分)に柴垣を配し、全体に金雲が立ちこめています。装飾性を全面に押し出し、華やかな印象を与えていますが、草花は量的に多すぎず、筆者の絶妙なバランス感覚が感じ取れます。江戸時代前期の狩野派の作と考えられる、優れた作品です。

この絵画は、平成13年2月1日に市指定文化財に指定されています。

マイホームの リフォームにかかる経費の 一部を補助します

市商工課

彦根市では、平成16年度も、緊急雇用対策として「住宅リフォーム促進事業」を実施する予定です。

制度の概要
・所有者が、自分の住む住宅を改造(新築・増築は対象外)する経費の10%を、最高10万円まで補助します。

・平成14年以降に下水道が供用開始になった区域の下水道工事、感知ライトや防犯システムの設置など住宅への防犯機能付与・強化工事も補助の対象とします。

・外構工事は、補助の対象としません。

・市内に本社がある法人が、住所のある個人業者に発注する工事に限ります。

・工事にかかる経費の総額が、20万円以上の工事が対象です。

・補助金を受けるために、工事に入る前と工事後の同じ角度で撮影した写真が必要です。

・本事業の予算の範囲内で補助金を交付しますので、申込者多数の場合、抽選する場合があります。

募集は4月から開始する予定です。詳しくは、「広報ひこね」4月1日号をご覧ください。

問い合わせ先 市商工課 ☎ 21411番内線328番 FAX 21398番

相 談

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
司 法 書 士 無 料 法 律 相 談	3月20日(出) 9:30～12:30	彦 根 勤 労 福 社 会 館 2 階 研 修 室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 滋賀県司法書士会事務局 ☎077-525-1093
相 続 手 続 相 談	3月26日(金) 13:00～15:00	市 民 相 談 室（市役所 1 階）	相続に関する手続き（遺言書の作成、遺産分割に関することなど）についての相談 滋賀県行政書士会彦根支部 ☎22-2469（近藤方）
人 権 相 談	4月7日(水) 13:00～15:00	市 民 相 談 室（市役所 1 階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 困人権政策課 ☎22-1411（内線373）
中 小 企 業 労 働 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 9:00～15:45	湖東合同庁舎(旧・彦根県事務所)	労働に関するあらゆる相談や質問に、専門の相談員が応じます 彦根中小企業労働相談所（園湖東地域振興局内） ☎23-2064
総 合 労 働 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 9:00～17:00	彦 根 労 働 基 準 監 督 署 (南彦根駅西口・彦根地方合同庁舎 1 階)	労働者と事業主との間の紛争をはじめ、労働に関するあらゆる相談に応じます 彦根総合労働相談コーナー（彦根労働基準監督署内） ☎22-0654
労 災 保 険 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 8:30～17:00	大 津 フ コ ク 生 命 ビ ル (大津市浜大津二丁目1-36)	労災診療費の支払い、労災補償に関することなど、労災保険制度全般について相談に応じます 財労災保険情報センター滋賀事務所 ☎(フリーダイヤル)0120-702-136、FAX077-521-6813、 E-mail：z25-shiga@rousai-ric.or.jp
ひとり親家庭よろず相談	毎 日 10:00～22:00	(電 話 に よ る 相 談)	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080

※いずれも無料です。

催し物

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
岩松清氏 藤居重子氏 遺 作 二 人 展	3月19日(金)～21日(日) 9:30～17:00 (21日は16:30まで)	市 民 会 館 ギ ャ ラ リ ー	内 容：彦根の文化発展に大きな功績のあった故岩松清さん、故藤居重子さんの遺作品の一部を展示 入場料：無料 彦根文化連盟（小田方） ☎22-1084
障害児と楽しく遊び ど	3月26日(金) 13:00～15:00	困 子 ど も セ ン タ ー (日夏町)	内 容：心身に障害のある小学生とゲームなどで楽しく遊びます ※運営の手伝いをするボランティアも募集しています 参加費：無料 仲よし元気クラブ（林方） ☎30-3527
楽しいおはなしの ど	4月3日(出) 14:00～	市 立 図 書 館 ☎ 22-0649 FAX26-0300	内 容：大型絵本…「そらいろのたね」 パネルシアター…「おかえし」 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
絵 本 を た の し む ど	4月10日(出) 14:00～		内 容：ブックトーク…本の紹介をしながら絵本を読みます 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
映画「アイ・ラブ・ピース」 上 映 会 (字幕付き)	4月3日(出) 1回目14:30～ 2回目18:00～	ひ こ ね 燦 ぱ れ す (小泉町)	内 容：忍足(おしだり)亜希子主演、地雷で片足をなくしたアフガニスタンの少女のために義足を作る女性を描く映画の上映会。 協力券：おとな1,200円、中・高校生1,000円、小学生800円 (当日はそれぞれ1,500円、1,200円、1,000円) 「アイ・ラブ・ピース」上映会実行委員会(園聴覚障害者センター内) ☎077-561-6111、FAX077-565-6101

春の文化祭

主催：彦根市・彦根市教育委員会・(財)彦根市文化体育振興事業団
問い合わせ先 園教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190

【4月の行事】

行 事	期 間	時 間	会 場	入場料
第 3 8 回 こ ど も 造 形 展	4月2日(金)～4日(日)	10:00～17:00	ひこね市文化プラザ メッセホール	無料
国 宝 彦 根 屏 風 (びょうぶ) の 公 開	4月7日(水)～5月10日(月)	8:30～17:00 (入館は16:30まで)	彦 根 城 博 物 館	有料
テーマ展「大野(おおの)出目(でめ)家-井伊家伝来能面から-」	4月9日(金)～5月 1日(火)	8:30～17:00 (入館は16:30まで)	彦 根 城 博 物 館	有料
翠 香 (すいこう) 流 い け ば な 展	4月11日(日)	9:00～17:00	彦根市市民会館ギャラリー	無料
仏 桑 花 (ぶっそうげ) の 会 チャリティー茶会	4月18日(日)	10:00～15:00	清 涼 寺	有料
第 3 5 回 彦 根 写 真 連 盟 展	4月21日(水)～25日(日)	10:00～17:00 (25日は16:30まで)	ひこね市文化プラザ メッセホール	無料
宝塚歌劇団 月組公演 宝塚グランド・レビュー「ジャワの踊り子」	4月22日(木)	14:00～16:30 (13:30開場)・18:00～20:30 (17:30開場)	ひこね市文化プラザ グランドホール	有料
彦 根 山 草 会 春 の 山 野 草 展	4月29日(祝)～5月1日(出)	9:00～17:00 (1日は16:30まで)	彦根市市民会館ギャラリー	無料

はり・きゅう・マッサージ
助成券を交付します

市内在住の70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部助成券を交付します。希望する人は、認め印を持って、お近くの受付会場（下の表のとおり）へお越しください。

問い合わせ先 園介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768

日 時		場 所
4月 1日(木) から随時 (土・日曜日、 祝日は除く)	8:30～17:15	彦根市在宅介護支援センター「ハビネス」 (馬場一丁目・ハビネスひこね内)
	8:30～17:30	彦根市在宅介護支援センター「ふるさと」 (開出今町・近江第二ふるさと園3階)
	8:45～17:00	彦根市在宅介護支援センター「ゆうじん」 (竹ヶ鼻町・アロフエンテ彦根内)
	8:30～17:00	彦根市在宅介護支援センター「かがやき」 (船町・田中ケアサービス㈱内)
	8:30～16:50	彦根市在宅介護支援センター「きらら」 (川瀬馬場町・デイサービスセンターきらら内)
	8:30～17:30	彦根市在宅介護支援センター「とりいもと」 (鳥居本町・デイサービスセンター鈴の音内)
	8:30～17:15	園介護福祉課（平田町・福祉保健センター2階）
4月 5日(月)	9:00～12:00	河瀬地区公民館（森堂町）
	13:00～16:00	亀山出張所（賀田山町）
4月 6日(火)	9:00～12:00	高宮地域文化センター（高宮町）
	13:00～16:00	旭森地区公民館（正法寺町）
4月 7日(水)	9:00～12:00	鳥居本地区公民館（鳥居本町）
	13:00～16:00	東地区公民館（大東町）
4月 8日(木)	9:00～16:00	南老人福祉センター（田原町・稲枝支所の北隣）
4月 9日(金)	9:00～16:00	西地区公民館（本町一丁目）

国民健康保険・老人保健
温泉等優待割引制度
利用対象者が変わります

彦根市国民健康保険では、加

※割引が受けられない期間があります。また、県内にはほかにも多くの指定施設がありますので、詳しくは園保険年金課に問い合わせてください。
問い合わせ先 園同課 ☎ ② 1 4 1 1 番内線 1 3 6 番、F A X ☎ ② 1 3 9 8 番

周辺の指定された施設 かんぼの宿（松原町）、長浜ロイヤルホテル、浜湖月、国民宿舎豊公荘（以上長浜市）、ウエルサンピア滋賀、休暇村近江八幡（以上近江八幡市）

スタンブがいっぱいになると：園保険年金課（市役所1階⑤番窓口）、支所・各出張所にお持ちくだされば、新しいカードと交換します。また、いっぱいになったカードのなから、抽選で（年2回）プレゼントがあります。

入者を対象に、温泉などの割引サービスを実施しています。4月1日からは、社会保険などをお持ちの老人保健受給者も利用できるようになりました。利用するには：指定された施設を利用するとき、所定のカード（ホープ「ゆ」カード）を提示すると、割引などのサービスを受けられます。また、利用するたびに、カードにスタンブが押されま

情報
掲示板

固定資産税の価格等
平成16年度の縦覧・閲覧

園 税 務 課

平成16年度の固定資産税額のもとになる、土地・家屋・償却資産の価格等は3月末に決定します。この新しい価格等を次のとおり開示します。

平成16年度は、土地・家屋の価格を全面的に見直す3年に1度の「評価替え」をする年ではありません。しかし、地価の下落が激しい土地については、価

格の修正を行っています。

縦覧

納税義務者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(木)～5月31日

(月・土・日・祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5

時15分

場所 園税務課（市役所2階

縦覧できる人 市内に課税対

象土地・家屋を所有する人

縦覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。また、借地人・借家人も、使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認することができます。

平成16年度分の閲覧開始日

4月1日(木)

閲覧の対象 土地・家屋・償

却資産の各固定資産課税台

帳、名寄帳

閲覧できる人 納税義務者

（所有者）とその同居の親族、または借地人・借家人など

縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができる書類などを提示していただきます。縦覧・閲覧できる人の条件や、本人確認の方法など詳しいことは、彦根市ホームページ（http://www.city.hikone-shiga.jp）をご覧ください。くか、園税務課資産税係までお問い合わせください。

■不服申立てについて

平成15年中に新増築された家屋、地目変更があった土地など状況に変化があった土地・家屋や、価格が修正された土地を所有する人で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、価格が台帳に登録された日（3月末日）から納税通知書の交付を受けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができま

係 ☎ ② 1 4 1 1 番内線 2 0 7 番、F A X ☎ ② 1 3 9 8 番

園保険年金課

彦根市国民健康保険では、加



健康管理だより

☎健康管理課

10か日に
なりました



岡野吉紘ちゃん
(小泉町)



横山柊斗ちゃん
(大藪町)



中川真緒ちゃん
(新海浜二丁目)

けんこう相談

- 保健師による相談
(9:30~11:00)
- 4月 2日(金) 福祉保健センター
※痴呆相談〈予約制〉
- 4月 6日(火) 老人福祉センター
- 4月 9日(金) 福祉保健センター
- 4月13日(火) ハピネスひこね (馬場一丁目)
- 4月16日(金) 福祉保健センター
- 4月27日(火) 広野会館
- 4月28日(水) 稲枝地区公民館
- ※上記の日程以外にも、☎健康管理課では
電話での相談を随時行っています。

- 栄養士による相談
☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。
- (9:00~11:50)〈予約制〉
- 4月23日(金) 福祉保健センター

赤ちゃんサロン

日 時 4月6日(火) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)

場 所 福祉保健センター

対 象 2~3か月未満児とその保護者

内 容 身体計測と、子育てに関する情報交換や、友達づくり

ハローベビー教室

●第1コース (助産師を囲んで)

日 時 4月 1日(木)13:30~15:30
(受付は13:15~13:30)

場 所 福祉保健センター別館2階
集団検診室

対 象 妊娠16週以降の妊婦とその家族

持 ち 物 母子健康手帳

●第2コース (歯科健診と歯みがき教室)

日 時 4月22日(木)13:30~15:30
(受付は13:15~13:30)

場 所 福祉保健センター別館2階
集団検診室

対 象 妊娠16週以降の妊婦とその家族

持 ち 物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

4月の乳幼児健康診査

場 所 福祉保健センター

健 診 名	実施日	対 象	受付時間
4 か 月 児	13日(火) 20日(火)	平成15年12月生	13:00 ~ 14:00
10 か 月 児	14日(水) 21日(水)	平成15年 6月 1日~15日生 6月16日~30日生	
1歳6か月児	9日(金) 16日(金)	平成14年10月 1日~16日生 10月17日~31日生	
2歳6か月児	8日(木) 15日(木)	平成13年10月 1日~16日生 10月17日~31日生	
3歳6か月児	12日(月) 19日(月)	平成12年10月 1日~14日生 10月15日~31日生	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。

※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。



※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

場 所 南老人福祉センター (稲枝支所の北隣・田原町)

4 か 月 児	28日(水)	平成15年12月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00
10 か 月 児	28日(水)	平成15年 6月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	

すくすく相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

●身体計測

日程・対象・場所

4月 1日(木) 4か月~1歳未満児
福祉保健センター別館2階

4月 8日(木) 1歳以上の児
※絵本の開き読みなどもあります。
福祉保健センター別館2階

4月22日(木) 4か月未満児
※全乳幼児対象の個別相談も行います。
福祉保健センター

時 間 9:30~11:00

- 身体計測・個別相談 (9:30~11:00)
- 4月27日(火) 広野会館
- 4月28日(水) 稲枝地区公民館

離乳中期相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

日 時 4月15日(木) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)

場 所 福祉保健センター

対 象 6~8か月児とその保護者
(集団指導)

4月から保険証の色が変わります

うぐいす色 ➡ 水 色

クリーム色 ➡ 桃 色

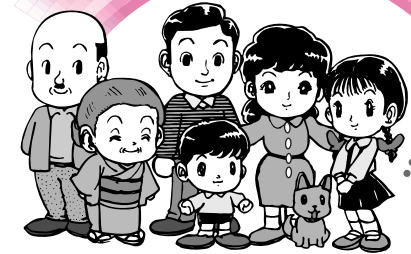
4月1日(木)から、国民健康保険被保険者証(保険証)の色が『水色』に、退職被保険者証(退保険証)の色が『桃色』に、それぞれ変わります。

現在使われている『うぐいす色』

および『クリーム色』の保険証は、3月31日(水)までしか使うことができません。4月になりましたら、古い保険証は各自で処分してください。
問い合わせ先 ☎保険年金課☎22-1411 (内線137)、FAX22-1398

彦根市
国民健康保険からのお知らせ

こちら健康情報局



No. 26

花粉症ってなに？

市立病院医長 (耳鼻いんこう科)

北 西 剛

◆花粉症の季節です

花粉症という言葉をよく耳にする季節になりました。そもそも、花粉症とは、さまざまな植物の花粉が鼻や目から入ることによって、くしゃみ・鼻水・鼻づまり・目のかゆみ・涙が出るなどのアレルギー症状を起こす病気です。特に、冬から春にかけて花粉が飛んで、症状が強く、患者さんも多い、スギ花粉症が有名です。

◆今年は花粉が少なそう

花粉を飛ばすのは雄花で、花粉药の中には、約3、300個の花粉があります。考えるだけでくしゃみが出そうです。雄花は7月ごろから作られますが、この時期によく晴れて、お日さまの当たる量が多いと雄花がたくさんできます。つまり、前の年

の7月の天気がよければ、その次の年には、飛散量が多くなるというわけです。
昨年平成15年の夏は、全国的に雨が多く、気温も低くなりました。これらの条件と、スギの木の状態からも、今年の花粉の飛散量は、滋賀県を含めて全国的に過去の平均より少なくなりそうです。

◆突然症状が出ることも

花粉症は、ある年から症状が出ることもあるので、今まで大丈夫だった人も注意が必要です。花粉症の対策としては、何といっても花粉を避けることです。花粉は、天気がよい日、風の強い日、雨の日の翌日で晴れた日などに多く飛びます。花粉情報をまめにチェックし、晴れて花粉がよく飛ぶような日の外出は避け、外出時にはマスク・メガネ・帽子を着用しましょう。外出から帰ったら、花粉を家の中に持ち込まないように、玄関で衣服や髪についた花粉をしっかりはらい落とし、うがい・洗

眼・鼻かみをしましょう。掃除は、花粉の少ない朝の時間に行い、洗濯物や布団を屋外に干すのは避けましょう。最近では、後ろから排気が出ない掃除機もあるので、検討してみてください。

◆油断せずに、早めの治療を

毎年この時期に症状が出る人は、早めに病院に行って、治療を受けることをお勧めします。診てもらうのは、やはり鼻の症状が強いので、耳鼻咽喉科になります。特に花粉が飛び始める2週間ほど前から、お薬を飲むのが効果的です。花粉症の薬は眠くなると思っておられる人も多いようですが、最近では眠くならない薬もありますので、ぜひ試してみてください。

また「風邪が治りにくい」「いつもは花粉症なんてかからないのに」という人も花粉症の場合があります。耳鼻科の先生に相談してみてください。さらにもう一つ。近ごろは、鼻にレーザー光線をあてて、症状を軽くする治療を行う病院も増えてきています。あまり痛みはなく、日帰りのできるもので、これも耳鼻科の先生にたずねてみてください。今年は花粉が少ないからと気を抜かず、しっかりと予防、治療しましょう。

▼次回のテーマは
「乳がん予防について」

鳥インフルエンザについて

鳥類のインフルエンザは、「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、感染した鳥類が死亡すると言われています。

鳥インフルエンザウイルスは、人のインフルエンザウイルスとは異なったウイルスで、これまでのところ、香港など生きたニワトリの小売りが一般的な地域や、防疫業務に携わった人の感染事例など、病鳥と近距離で接触した場合、または鳥の内臓や排せつ物に接触した場合に、まれにトリから人への感染が見られるだけです。鶏肉や鶏卵からの感染の報告はありません。

鳥インフルエンザが鶏やアヒルのほかにもいろいろな鳥に感染することが知られていますが、国内でこれまでペットとして家庭で飼育していた鳥が、直ちに危険になるとい

うことはありません。

通常の生活のなかで、現段階で鳥インフルエンザウイルスに関する特別な予防を行う必要はありません。鳥や動物は、人とは異なるウイルスも、人と共通のウイルスも保有することが知られています。人間も鳥もインフルエンザの予防は同じです。鳥に限らず動物を飼う場合は、動物に触った後は手を洗うこと、糞尿は速やかに処理して、清潔な環境にすることなどが大切です。

鳥インフルエンザに関する問い合わせ先

▶鳥の病気に関する問い合わせ ☎家畜保健衛生所☎0748-37-7511、☎農政課☎22-1411 (内線317)、FAX22-1398

▶人の健康に関する問い合わせ ☎彦根保健所☎22-1770、☎健康管理課☎24-0816、FAX24-5870

彦根城 桜まつり

4月1日(木)～同20日(火)

桜の開花状況に合わせて、期間は変更されることがあります
桜の開花状況・イベントの問い合わせ先 (社)彦根観光協会
☎23-0001、FAX26-1919、<http://www.hikoneshi.com/>
《開花状況速報は3月下旬から散るまで随時更新の予定です。》

彦根城域には、^{そめいよし}染井吉野を中心に1,300本余りの桜が植えられています。国宝の天守を背景に、これらの桜が彩りを競い合う様は見逃せない景色といえるでしょう。

桜まつりの期間中、桜場駐車場周辺では、ライトアップされた夜桜見物もお楽しみいただけます。(ライトアップは、日没から21:30まで。)城内を桜色に染める花々が、ぼんぼりの明かりに映える風情は格別です。

彦根城と桜の競演に、お友達、ご家族連れでぜひお出かけください。

* 交通規制 (車両通行止め) のお知らせ *

桜の時期、彦根城には市内外から多くの見物客があり、混雑が予想されます。事故防止のため、城内で交通規制(車両通行止め)を実施します。ご協力をお願いします。

規制区間 ○元二の丸派出所～黒門前

期間中毎日 9:00～22:00

○いろは松～彦根東高校前

期間中の土・日曜日 9:00～18:00

※金亀公園内の施設(野球場、テニスコートなど)を利用する場合も通り抜けできません。ご注意ください。

お 願 い
夜桜見物のために早朝や昼間からロープや敷物などで場所取りをすることは、他のお花見客にたいへん迷惑になります。だれもが気持ちよく花見を楽しめるよう、こうした事前の場所取りはご遠慮ください。
また、火災防止のため、城内でのたき火は禁止しています。交通規制と併せてご協力をお願いします。

* ご城下にぎわい市 *

日 時 3月20日(祝)～4月18日(日) (期間中無休) の
9:00～17:00

場 所 金亀児童公園

梅や桜に誘われて彦根城へお出かけのときは、ぜひ立ち寄りください。

彦根ならではの「食」や特産品を一堂に集めて展示販売する、文字どおりにぎやかな市です。

彦根城梅林も お忘れなく

3月20日(祝)・21日(日)の2日間、彦根城梅林において笹酒(彦根産地酒)と梅昆布茶の無料サービスを行います。

時間 10:00～15:00(雨天中止)
※通常の彦根城観覧料(一般500円、小・中学生200円)は必要です。



芹川堤を散歩する片山さん

表紙では、「住みたい 住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、^{あて}情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

20年ほど前に越えてきて以来、住まいはずっと彦根です。自然環境がいいところが気に入りました。勤めを退職して2年になりますが、毎日欠かさず自宅近くの芹川沿いを散歩しています。四季折々の変化のなかで、さまざまな角度から見る彦根城天守は、歩く時間を飽きさせません。特に、真冬から初春のよく晴れた日に、冠雪の伊吹山を借景にして見る天守は、格別の美しさだと思います。

勤め先が湖北の方だった関係で、伊吹山の姿には惹かれるものを感じてきました。三島池(山東町)に何度も足を運び、快晴の風の日に、鏡のような水面に冠雪した伊吹山が映った「逆さ伊吹」を写真に収めたこともあります。

片山重夫さん(中敷町)

表紙のことば